

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求に必要なもの

区分		必要なもの
<p>本人による開示請求の場合</p>	<p>区役所各課窓口に来所して開示請求する場合</p> <p>【必要書類1点】</p>	<p>本人の本人確認書類 (運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)</p>
	<p>郵送で開示請求する場合</p> <p>【必要書類2点】</p>	<p>以下の(1)と(2)の両方の送付が必要です。</p> <p>(1)本人の本人確認書類の複写物 (運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)</p> <p>(2)本人の住民票の写し ※30日以内に作成された原本のみ。</p>
<p>法定代理人による開示請求の場合</p>	<p>区役所各課窓口に来所して開示請求する場合</p> <p>【必要書類2点】</p>	<p>以下の(1)と(2)の両方が必要です。</p> <p>(1)法定代理人の本人確認書類 (運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)</p> <p>(2)法定代理人の資格を証明する書類 (戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等) ※30日以内に作成された原本のみ。</p>
	<p>郵送で開示請求する場合</p> <p>【必要書類3点】</p>	<p>以下の(1)、(2)および(3)の全ての送付が必要です。</p> <p>(1)法定代理人の本人確認書類の複写物 (運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)</p> <p>(2)法定代理人の住民票の写し ※30日以内に作成された原本のみ。</p> <p>(3)法定代理人の資格を証明する書類 (戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書、家庭裁判所の証明書等) ※30日以内に作成された原本のみ。</p>

<p>任意代理人による開示請求の場合</p>	<p>区役所各課窓口に来所して開示請求する場合</p> <p>【必要書類3点】</p>	<p>以下の(1)、(2)および(3)の全てが必要です。</p> <p>(1)<u>任意代理人の本人確認書類</u> (運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)</p> <p>(2)<u>委任者本人の実印を押印した委任状</u> ※30日以内に作成された原本のみ。</p> <p>(3)<u>上記実印に係る印鑑登録証明書</u> ※30日以内に作成された原本のみ。 ※ご用意できない場合はお問合せください。</p>
	<p>郵送で開示請求する場合</p> <p>【必要書類4点】</p>	<p>以下の(1)、(2)、(3)および(4)の全ての送付が必要です。</p> <p>(1)<u>任意代理人の本人確認書類の複写物</u> (運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)</p> <p>(2)<u>任意代理人の住民票の写し</u> ※30日以内に作成された原本のみ。</p> <p>(3)<u>委任者本人の実印を押印した委任状</u> ※30日以内に作成された原本のみ。</p> <p>(4)<u>上記実印に係る印鑑登録証明書</u> ※30日以内に作成された原本のみ。 ※ご用意できない場合はお問合せください。</p>
<p>法人が任意代理人として開示請求する場合</p>	<p>区役所各課窓口に来所して開示請求する場合</p> <p>【必要書類5点】</p>	<p>以下の(1)、(2)、(3)、(4)および(5)の全てが必要です。</p> <p>(1)<u>任意代理人の本人確認書類</u> (運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)</p> <p>(2)<u>委任者本人の実印を押印した法人への委任状</u> ※30日以内に作成された原本のみ。</p> <p>(3)<u>上記実印に係る印鑑登録証明書</u></p>

		<p>※30日以内に作成された原本のみ。 ※ご用意できない場合はお問合せください。</p> <p>(4)法人代表者から法人担当者への法人印を押印した委任状 ※法人の代表者が請負う場合は不要</p> <p>(5)上記に係る法人の印鑑証明書または印鑑カード ※法人の代表者が請負う場合は不要</p>
<p>郵送で開示請求する場合 ※開示請求書に法人印の押印が必要 【必要書類4点】</p>		<p>以下の(1)、(2)、(3)および(4)の全ての送付が必要です。</p> <p>(1)<u>任意代理人の本人確認書類の複写物</u> (運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード等)</p> <p>(2)<u>法人の登記事項証明書</u> ※30日以内に作成された原本のみ。</p> <p>(3)<u>委任者本人の実印を押印した法人への委任状</u> ※30日以内に作成された原本のみ。</p> <p>(4)<u>上記実印に係る印鑑登録証明書</u> ※30日以内に作成された原本のみ。 ※ご用意できない場合はお問合せください。</p>